

ID: 100

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	応急仮設建築物の存続の許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第85条第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第85条第3項及び第4項の規定による。 (仮設建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第85条</p> <p>3 前2項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後3月を超えて当該建築物を存続させようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続させることができる。</p> <p>4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、2年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 9 月 25 日